今回の更新申請手続きに関する Q&A ~ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて ~

今日の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、以下の Q&A により今回の更新手続に関するご案内を申し上げます。なお、お手続きの詳細については、別冊「特定医療費(指定難病)受給者証の更新手続のご案内」(以下、「別冊(受給者証の更新手続のご案内)」という。)をご参照ください。

- Q.・新型コロナウイルス感染症の状況等を考えると、臨床調査個人票(以下、「臨個票」という。) の取得のみを目的とした受診を控えたいのですが、どうしたらよいでしょうか?
 - ・毎年、臨個票の記入をお願いしている病院で、「臨個票の記入には、普段よりも時間がかかる」 と言われました。どうしたらよいでしょうか?
- A 定期受診等の際に臨個票も併せて取得するなど、適宜、最新の新型コロナウイルス感染症の状況から 主治医の先生へご相談いただくなどにより準備を進めてくださいますようお願いします。

受付期限後に申請いただいた場合であっても、現在ご使用中の受給者証の有効期限までにご申請いただき、認定された方は、通常通りの有効期間を設定した受給者証(例:有効期限が令和3年3月31日までの受給者証をお持ちの方へは、有効期間が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの受給者証)をお送りします。

ただし、新たな受給者証をお送りできるまでに、原則として申請受付日から3か月程度のお時間をいただいているため、現在ご利用中である受給者証の有効期限を過ぎてからのお届けとなる可能性が高くなります(別途還付申請は可能です。)。

なお、速やかに受給者証をお届けするため、お手続きの際は、別冊(受給者証の更新手続のご案内) に記載の提出書類チェックリスト(3ページ、裏表紙)を活用いただき、提出書類等の漏れがないよう にご協力をお願いします。

- 注) 受給者証の有効期限を過ぎてから申請された場合には、新たな有効期間の開始は申請受理日から となりますのでご注意ください。
- Q. オンライン診療及び調剤を受けたものについて、自己負担上限額管理票に記載がありませんが、 「軽症かつ高額」や「高額かつ長期」に使用できないのでしょうか?
- A できます。医療費申告書(都ホームページからダウンロード又は区市町村窓口にて入手できます)に、必要事項を記載のうえ該当の領収証の写しを添付してください。また、還付申請をした際の医療費支給申請書兼口座振替依頼書(難病用)(※医療機関等証明欄の記載があるもの)の写しをお持ちの方は、その写しでも結構です。

〈裏面に続く〉

- Q. 新型コロナウイルスの感染リスクを考え、受診抑制をした結果、支給認定を受けた指定難病の 医療費等総額が「軽症かつ高額」あるいは「高額かつ長期」が認められる基準を満たさなくなっ てしまいました。この場合の取扱いはどうなりますか?
- A 特例的な取扱いはございません。都は、本制度を定める国(厚生労働省)へも確認を行い、「特例的な取扱いの実施は予定していない」ことを確認しました(令和2年10月現在)。

例年通り更新申請をなさっても、審査の結果、軽症かつ高額の基準を満たさず非認定となる場合が あります。詳しくは別冊「更新手続のご案内」の該当ページをご一読ください。

- ○【軽症非認定と再申請について】2ページ
- O【軽症かつ高額について】18ページ
- ○【高額かつ長期について】19ページ
- Q. 今後、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえた国や都から医療費助成制度に関する 最新情報を得るには、どこに照会したらよいのでしょうか?
- A 都の難病ポータルサイトでご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。
 - ※都の難病ポータルサイトのURLは、次のとおり(「東京都」「難病」で検索してください)。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/index.html

お電話の場合は、東京都 疾病対策課 難病認定担当(03-5320-4004)

電話開設時間:平日の9時から17時45分まで ※更新申請書を皆様へお届けした週は電話が繋がりにくい場合があります。その際、ご不便をおかけして申し訳ありませんが、時間を改めてお問合せ願います。午前中などの早い時間より、夕方の時間帯の方が比較的繋がりやすいものと思われます。

お知らせ

~ 受給者証に、医療機関名が表示されなくなります。~

更新後の新たな受給者証については、受給者証下部の指定医療機関の表示内容が変わります。 新たな受給者証には、医療機関等の個別の名称は記載されず、一律、「各都道府県又は政令指定 都市の指定する医療機関」と記載されます。

なお、受給者証の使用方法や使用範囲等について変更はありませんので、今までどおりご使用 いただけます。

※ 更新申請のお手続きの際には、別冊「更新手続のご案内」の5ページをご一読ください。